

駐車場法チェック表（建築物を設けない場合1／1）

関係法令	条項	法令条項規定	設計案	
駐車場法 施行令	7条1項	出入口は次の道路部分に設置できない。		
	出入口及び入口	(1)	交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル	
		(2)	交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分(国土交通大臣の認定がある場合は、この限りではない。)	
		(3)	横断歩道又は自転車横断帯の道端から5m以内の部分	
		(4)	安全地帯の左側部分及び前後の側端から10m以内の部分(国土交通大臣の認定がある場合は、この限りではない。)	
		(5)	乗合自動車停留所又は路面電車停留場を表示する表示板位置から10m以内の部分(国土交通大臣の認定がある場合は、この限りではない。)	
		(6)	踏切の前後の側端から10m以内の部分(以上道交法44条)	
		(7)	横断歩道橋昇降口から5m以内の部分	
		(8)	小学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、児童公園、児童遊園、児童館等の出入口から20m以内の部分	
		(9)	陸橋の下、橋、トンネル	
		(10)	幅員6m未満の道路(国土交通大臣の認定がある場合は、この限りではない。)	
	(11)	縦断勾配10%を超える道路		
	7条2項 "		前面道路が2以上の場合、出入口は自動車交通に支障の少ない方に設置する。歩行者通行への支障が大きいとき等はこの限りでない。	
7条3項 "		駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出入口を分離し、10m以上の間隔を取る。		
7条4項 "		出入口に隅切を設ける場合、車路と道路の隅切角度を等しくし、1.5m以上の隅切長とする。		
7条5項 "		出口は、2m後退した車路中心線上1.4mの高さで、左右60度以上の範囲が確認できること。		
8条2項 車路		車路幅員は対面通行5.5m以上 一方通行3.5m		